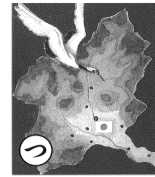




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年11月26日(金) 第9955号

目次

	ページ
告 示	
○解除予定保安林(森林保全課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○同	3
訓 令	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令(秘書課)	4
公 告	
○土地改良区役員の就任の届出(農村整備課)	5
○道路の指定(建築課)	5
○道路位置の指定(同)	6

■ 告 示

◎群馬県告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 安中市松井田町入山字若宮176の甲・176の乙・177の甲・177の乙（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	292号	吾妻郡長野原町大字長野原字橋場1288番の1地先から同郡同町大字同字東貝瀬901番の1地先まで	前	7.0～51.2	940.0
			後	-	-

◎群馬県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	406号	吾妻郡長野原町大字横壁字西久保97	前	5.0～20.6	162.7

		番の3地先から同郡同町大字同字同8 6番の1地先まで	後	-	-
--	--	-------------------------------	---	---	---

◎群馬県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	川原畑大戸線	吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山4 54番の10地先から同郡同町大字同 字同454番の4地先まで	前	14.5～24.5	502.4
			後	-	-

訓令

群馬県訓令第十四号

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十一月二十六日

群馬県知事 山本 一太

県庁
地域機関
専門機関

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

群馬県庁議規程(平成四年群馬県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「戦略セールス局長」の下に「農政部副部長(生産技術担当)」
を加え、「参事(鳥獣被害対策担当)」を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
大間々用水	理 事	新 任	臂泰雄	伊勢崎市豊城町2150番地2

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和3年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る 道路の種類	指定に係る 道路の位置	指定に係る道路 の延長及び幅員 メートル	指 定 番 号 指 定 年 月 日
1	法第42条第1項 第4号に規定する 道路	沼田市上之町字滝棚83 9-4、840-1、8 41-1、842-1、 842-2、843- 1、843-4、844 -1、1149、115 0-1、1150-2、 1151-1、1151 -2、1152-1、1 153-3、1158- 1、1159-1、11 59-2、1159- 3、1159-4、11 60-2、1160- 3、1160-4、11 60-7、1161- 2、1162-1、11 62-2、1163- 1、1163-2、11 64-1、1164- 2、1165-1、11 65-2、1165-3 の各一部、1152- 2、同市中町字滝棚84 6-1、847-1、8 48-3、849-1、 850-1、851- 3、852-1、853	延長 幅員 301.60 6.00 ~20.00	群馬県指令沼土第30433 -1号 令和3年9月13日

	-1、854-1、855-1、856-1、1142-5、甲1143、1144、1145-1、1146-1、1147-1、1148-1、1148-3、1148-4、1148-5の各一部、同市馬喰町字滝棚1223-3の一部	
--	---	--

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字上野田字九分一316-4	延長 95.29 有効延長 94.65 幅員 6.15 有効幅員 6.00 ~6.15	群馬県指令前土第304-9号 令和3年10月25日